平成26年１月15日
中国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
［口座振替割引契約（選択約款）］

当社は，このたび，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき届出を行なった口座振替割引契約（平成26年３月１日実施）において，消費税等相当額を含んだ口座振替割引額を変更することといたしましたので，電気事業法施行規則第47条の３の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，本則５（料金）および附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める口座振替割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で四捨五入しております。

（１）本則５（料金）に定める口座振替割引額

単　　位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１契約につき	54.00	4.00

（２）附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める口座振替割引額

単　　位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１契約につき	52.50	2.50